いわき市指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する要領

(趣旨)

第1条 いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「条例」という。)及びいわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第2条 介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者(以下「居宅介護支援事業者」という。)は、法第115条の45第1項に規定する介護予防ケアマネジメントについて、法第115条の47第5項に規定する地域包括支援センターからの委託を受けて実施することが可能な体制をとること。

(研修の受講)

第3条 居宅介護支援事業者は、新たに介護予防サービス計画を作成することとなった従業者については、市及び県並びに福島県介護支援専門員協会が実施する介護予防支援に係る研修のうち、いずれかの研修を受講させること。なお、研修を受講するまでの間に介護予防サービス計画を作成することは可能なものとする。

(契約及び重要事項説明書)

第4条 利用者との契約については、原則として、市が定める様式により、利用者及び介護予防 支援の指定を受けた居宅介護支援事業者並びに地域包括支援センターとの三者間で締結を行う こと。

また、条例第7条に規定する重要事項についても、原則として、市が定める様式を使用し、 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターそれぞれが必要事項を記載するものとする。

(具体的取扱方針)

第5条 規則第6条に定めるもののほか、介護予防のための効果的な支援の方法に関し、必要な 事項を次のとおり定める。

- (1) 居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画の原案を作成後、当該計画の内容について地域包括支援センターからの確認を受けること。
- (2) 居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当 該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価し、当該評価の内容について地域包 括支援センターからの確認を受けること。
- (3) 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターは、利用者が利用するサービス内容により、契約期間の途中で介護予防支援から介護予防マネジメントに移行する場合、介護予防マネジメントから再び介護予防支援に移行する場合、また、介護予防支援と介護予防マネジメントとを複数回にわたり移行する場合においては、利用者がサービスを遅滞なく円滑に利用できるよう必要な支援を実施すること。

なお、上記の場合、前条に規定する契約書の様式を使用して契約を締結した場合にあっては、当該契約期間内において、引き続き介護予防支援及び介護予防マネジメント契約(同一の居宅介護支援事業者の場合に限る。)が途切れることなく締結されているものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年6月18日から施行する。